

公益社団法人茨城県青少年育成協会会費納入規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、定款第 7 条及び定款細則第 4 条第 2 項の規定に基づき、会員の会費並びに納入時期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第 2 条 正会員の会費又は負担金並びに賛助会員の会費は、次のとおりとする。

1 正会員

- (1) 女性及び青少年等の連合組織 会 費 (年 額) 10,000 円
- (2) 青少年団体及び育成団体 会 費 (年 額) 5,000 円
- (3) 青少年育成市町村民会議又は、青少年育成市町村民会議未結成市町村は、市町村からの負担金をもってこれにあてる。
負担金の額は、茨城県市町村負担金審議会で決定した額とする。

2 賛助会員

賛助会員は次の 2 種とする。

(1) 賛助会員

- ア 個人 会費 (年額) 1 口 3,000 円
- イ 法人等 会費 (年額) 1 口 10,000 円

(2) 特別賛助会員

- 個人 会費 1 口 1,000 円

3 会費の減免

会費の額を超える助成金等を納入した正会員については、理事会の決議により会費を免除することができる。

(会費の納入)

第 3 条 会員は、会費又は負担金を毎年 5 月末日までに納入しなければならない。

ただし、新規会員は入会時に納入するものとする。

(賛助会費の用途)

第 4 条 第 2 条に定める賛助会員の会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附 則

- 1 この規程は、社団法人青少年育成茨城県民会議と財団法人茨城県青少年協会の合併の登記の日（平成 24 年 10 月 1 日）から施行する。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。
- 3 平成 30 年 6 月 22 日(定時総会議決)一部改正